

社保シリーズ

有床義歯の調整料

6

社保研究部

今回は、有床義歯の調整・指導について『歯科保険診療の研究』P180～181に沿って解説する。

新製義歯指導料 (1口腔につき100点)

自院で新たに製作した有床義歯の装着時または装着後1カ月以内に患者に対して指導をしたうえで、文書により情報提供した場合に1回に限り算定する。その際、新製義歯調整料120点と同時に算定する。

患者交付文書	カルテ記載事項
<ul style="list-style-type: none"> 欠損の状態 新製義歯の形状 指導内容 義歯の取り扱い、保存、清掃の方法 保険医療機関名 指導をした主治の歯科医師の氏名 等 	<ul style="list-style-type: none"> 義歯の取り扱い、保存、清掃の方法 その他の義歯の使用に当たって必要な指導内容 等 <p>※患者への交付文書の写しを添付</p>

新製義歯調整料 (1口腔につき120点)

自院で新たに製作した有床義歯の装着時または装着後1カ月以内に調整した場合に1回に限り算定する。その際、新製義歯指導料100点と同時に算定する。算定が装着の翌月になった場合はレセプト摘要欄に部位と装着年月日を記載する。

有床義歯調整料 (1口腔につき月1回60点)

- 1 自院で製作した新製義歯の装着後1カ月を超えた期間に、有床義歯の床裏装・修理やすでに装着されている有床義歯について調整した場合に算定する。
- 2 他院で製作の義歯を調整する場合、装着後1カ月以内でも有床義歯調整料60点を算定する。
- 3 新製義歯調整料を算定し、時期を異にして別に義歯新製をした場合でも同初診内は有床義歯調整料を算定する。
- 4 訪問診療料の算定時は所定点数に50/100を加算する。
- 5 病名は「Du_l」など。

上記の算定ルールを例示すると下記ようになる。

【ケース1】

7— —7		7—5 5—7		U:義歯不適合	L:義歯破損
5月7日	5月14日	6月1日			
+	+	+			
U:義歯調整 有床義歯調整料 60点 咬合機能回復困難加算 +40点	L:義歯修理 L:義歯調整 有床義歯調整料 ×	U・L:義歯調整 有床義歯調整料 60点 咬合機能回復困難加算 +40点			

新製義歯調整料および有床義歯調整料は装置単位ではなく1口腔単位で算定する。

病名	7— —7	FDフテキ
	7—5 5—7	PDハソン

咬合の回復が困難な患者とは、総義歯のほか、9歯以上の局部床義歯装着患者で残存歯の対合歯間の接触関係を持たない場合を指す。ただし、新製義歯調整料には加算できない。

【ケース2】

7— —7		7—5 5—7		U:義歯新製	L:義歯新製
5月7日	5月14日	6月7日			
+	+	+			
L:新製義歯set 新製義歯調整料 120点 新製義歯指導料 100点	L:義歯調整 有床義歯調整料 ×	U:新製義歯set 新製義歯調整料 × 新製義歯指導料 × 有床義歯調整料 60点 咬合機能回復困難加算 +40点			

新製義歯調整料を算定し、時期を異にして別に義歯を新製した場合でも同一初診内は有床義歯調整料で算定する。

【ケース3】

7— —7		7—5 5—7		U:義歯破損	L:義歯新製
5月7日	5月14日	6月7日			
+	+	+			
U:義歯修理 L:新製義歯set 新製義歯調整料 120点 新製義歯指導料 100点	U:義歯調整 有床義歯調整料 ×	U・L:義歯調整 有床義歯調整料 60点 咬合機能回復困難加算 +40点			

新製義歯調整料を算定した月と同月に有床義歯調整料の算定はできない。同日に義歯新製および床裏装または床修理に際して調整を行った場合は新製義歯調整料または有床義歯調整料のいずれかで算定する。

新製義歯の装着後1カ月以内は、有床義歯調整料は算定できない。上記のケースでは、月が変わっていても6月7日以降にしか算定できない。

【ケース4】

7— —7		7—5 5—7		U:義歯破損	L:義歯新製
5月7日	5月14日	6月13日			
+	+	+			
U:義歯修理 有床義歯調整料 60点 咬合機能回復困難加算 +40点	L:新製義歯set 新製義歯指導料 × 新製義歯調整料 ×	L:新製義歯 調整指導 新製義歯指導料 120点 新製義歯調整料 100点			

新製義歯指導料100点は、装着時または装着後1カ月以内に算定する。その際、新製義歯調整料120点と同時に算定する。

摘要欄	6月分レセプト
	2007年5月14日 7—5 5—7 P Dset

算定が装着の翌月になった場合はレセプト摘要欄に部位と装着年月日を記載する。

また、義歯新製を前提に旧義歯の修理を行う場合、旧義歯修理を行った月は有床義歯調整料のみを算定し、修理を行った月の翌月、有床義歯の新製後に新製義歯調整料を算定する。

【ケース5】

7— —7		MT, 床下粘膜異常	
5月7日	5月14日	5月21日	5月29日
+	+	+	+
床下粘膜異常の処置 T.コンデ 110点 有床義歯調整料 ×	床下粘膜異常の処置 T.コンデ 110点 有床義歯調整料 ×	床下粘膜異常の処置 T.コンデ 110点 有床義歯調整料 ×	U:新製義歯set 新製義歯指導料算定 新製義歯調整料算定

義歯新製または床裏装の予定で有床義歯床下粘膜調整処置 (T.コンデ) を行っている間は新製義歯調整料と有床義歯調整料のいずれも算定できない。ただし、有床義歯床下粘膜調整処置と同一月でも義歯新製または床裏装の装着時以降は、新製義歯調整料または有床義歯調整料が算定できる。

有床義歯床下粘膜調整処置 (T.コンデ) は、床裏装または有床義歯新製に先立ち、旧義歯の不適合による床下粘膜の異常を改善するためティッシュコンディショナーなどの粘膜調整剤を用いて床下粘膜を調整した場合に1顎1回につき110点を算定する。病名は「MTリソウ、床下粘膜異常」または「MT、床下粘膜異常」と併記する。

【ケース6】 (在宅)

7— —7		U:義歯不適合	
5月7日	5月14日	6月1日	
+	+	+	
U:義歯調整 有床義歯調整料 90点 咬合機能回復困難加算 +60点 電気エンジン加算 +50点	U:義歯調整 有床義歯調整料 × 咬合機能回復困難加算 × 電気エンジン加算 ×	U:義歯調整 有床義歯調整料 90点 咬合機能回復困難加算 +60点 電気エンジン加算 +50点	

訪問診療の際に調整した場合、エアータービン加算+200点または電気エンジン加算+50点は実際の調整回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

補綴歯数の数え方

- 有床義歯の請求については、欠損歯数や製作する義歯の形態にかかわらず配列した人工歯数に応じて所定点数を算定する。
- 14歯配列しなくても残存歯がなければ総義歯として算定する。
- 左側7番から右側7番までの14歯欠損で、8番だけが残存しており、なんらかの理由で抜歯できない症例で、8番を鉤歯にしなければ総義歯として算定する。